

年金積立金管理運用独立行政法人平成31年度計画の変更(案)新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">年金積立金管理運用独立行政法人 平成31年度計画</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">平成31年3月29日届出 <u>変更：令和元年10月1日届出</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成31年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ</p>	<p style="text-align: center;">年金積立金管理運用独立行政法人 平成31年度計画</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">平成31年3月29日届出</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の平成31年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成31年3月29日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 高橋 則広</p> <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ</p>

新	旧																														
<p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。</p> <p>なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p> <p><u>また、為替ヘッジ付き外国債券については、近時の市場環境下では国内債券の代替として有効な資産となっていることを踏まえ、そのリスク・リターン特性が国内債券に近いことを考慮して、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入する。</u></p> <p>さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p>	<p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。</p> <p>なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲内にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。</p> <p>さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±10%</td> <td>±9%</td> <td>±4%</td> <td>±8%</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産構成割合</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±10%</td> <td>±9%</td> <td>±4%</td> <td>±8%</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	資産構成割合	35%	25%	15%	25%	乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																											
資産構成割合	35%	25%	15%	25%																											
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%																											

新	旧
<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。</p> <p>また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p>	<p>(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p> <p>さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。</p> <p>また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～8. (略)</p> <p>第2～第9 (略)</p>